

介護老人保健施設 あすか HOUSE 東苗穂
通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団明日佳が開設する介護老人保健施設あすか HOUSE 東苗穂（以下「当事業所」という。）が実施する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従つて、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復をはかることを目的とする。

(運営方針)

第3条 当事業所では、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復をはかり、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設として、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)、居宅サービス事業者その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当事業所では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「穏やかな日常生活」を過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し療養上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の扱いは、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに沿うこととし、当事業所が得た利用者の個人情報の外部への提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得ることとする。
- 8 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供にあたっては、

介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| (1) 事業所名 | 介護老人保健施設あすかHOUSE 東苗穂 通所リハビリテーション事業所 |
| (2) 開設年月日 | 平成26年8月1日 |
| (3) 所在地 | 北海道札幌市東区東苗穂6条3丁目11-55 |
| (4) 電話番号 | 011-789-0100 |
| (5) 管理者名 | 近藤 恵一 |
| (6) 介護保険指定番号 | 介護老人保健施設 (0150280121号) |

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従業者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。ただし、必要に応じて下記の職種・員数を加配することができる。

- | | |
|------------------------|---------------|
| (1) 施設長(管理者、医師) | 1人以上(老健施設と兼務) |
| (2) 看護職員、介護職員 | 2人以上 |
| (3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等 | 1人以上(老健施設と兼務) |
| (4) 管理栄養士 | 1人以上(老健施設と兼務) |
| (5) 相談員 | 必要に応じた適当数 |
| (6) 事務職員 | 必要に応じた適当数 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長は、介護老人保健施設あすかHOUSE 東苗穂に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

(7) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、食事相談、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

(8) 事務職員は、一般事務、経理及び庶務に関する業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

(1) 毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。ただし、土・日・祝祭日は除く。

(2) 営業時間は午前9時から午後5時までとする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、25人とする。

(介護予防通所リハビリテーションの利用者含む)。

(事業の内容)

第9条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、利用者及びその家族の生活に対する意向を取り入れ、医師、リハビリスタッフ、その他の職種が共同して作成した通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他必要なりハビリテーションを行う。

2 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、入浴介助を実施する。

3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、食事を提供する。

4 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

5 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、低栄養状態にある、又はそのおそれのある利用者、低栄養状態の改善等を目的として、栄養改善サービスを行う。

6 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、口腔機能が低下している、又はそのおそれのある利用者、口腔機能の向上を目的として、口腔機能向上サービスを行う。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

(1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表(別紙1)により支払いを受ける。

(2) 食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、

その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

- (3) 利用者は約款に記載されている要件を満たす身元引受人を立てる。
- (4) 身元引受人は利用者が負担する責務を、極度額・月額30万円の範囲内で利用者と連携して支払う責務を負う。
- (5) 身元引受人は上記責任の他、約款に記載する各号の責任を負う。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

札幌市東区、白石区、北区

(身体の拘束等)

第12条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を禁止する。但し、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合には、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第13条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第14条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(事業所の利用にあたっての留意事項)

第15条 サービス利用にあたっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 当事業所利用中の食事は特段の事情がない限り、事業所の食事を摂取していただくこととする。食費は第10条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は第9条の規定に基づき、利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理を

サービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委託していただくこととする。

- (2) 飲酒は特別な行事以外は原則禁止とする。
- (3) 敷地内での喫煙は、あらかじめ指定する場所のみとし、それ以外は禁煙とする。
- (4) 発火のおそれのある物や鋭利な刃物等当施設職員が危険と判断した物品は持ち込まぬこと。
- (5) 食料品や市販薬の持ち込みは事前に当施設職員に連絡し、確認を得ること。
- (6) 設備・備品の利用の際は、取り扱いを丁寧にすること。
- (7) 金銭・貴重品の管理は各自で行い、相互に貸借をしないこと。
- (8) 利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止する。
- (9) ペットの持ち込みは禁止する。
- (10) 利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動および賭博行為は禁止する。
- (11) 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第 16 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画を策定し、また、関係機関への通報及び連携体制の整備、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者を置く。
- (2) 火元責任者を置く。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ②利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
 - ③非常災害用設備の使用方法の徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当事業所は、(6) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の作成等)

第 17 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び

非常時の体制で早期の業務再開に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第 18 条 当事業所は、安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(職員の服務規律)

- 第 19 条 職員は、関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (1) 施設の信用を傷つけ又は名誉を損なうような行為をしてはならない
 - (2) 入居者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること。
 - (3) 施設の機密事項及び不利益になるような事項を他に漏らしてはならない。
 - (4) 職務の地位を利用し、金品の借用又は贈与の利益を受けてはならない。
 - (5) 酒気を帯びて勤務したり、喧騒に渡ることをしてはならない。
 - (6) 定められた始業時刻と同時に業務が開始できるように出勤し、許可を受けた場合のほか、終業後はすみやかに退勤しなければならない。
 - (7) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (8) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛ける。

(職員の質の確保)

- 第 20 条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
- 2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第 21 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団明日佳介護老人保健施設あすか HOUSE 東苗穂の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 22 条 職員は、当事業所が行う年 1 回の健康診断を受診すること。但し、夜勤勤務に従事する者は、年 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 23 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講じるための体制を整備する。

(1) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 24 条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間及び当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 25 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、利用定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内に掲示する。

3 当事業所は、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 4 政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営及び管理に関する重要事項については、運営会議で定めるものとする。
- 5 事業所は、適切な指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

付則

この運営規程は、平成 26 年 8 月 1 日より施行する。

この運営規定は、平成 26 年 8 月 15 日より改訂実施する。(管理者の変更)

この運営規定は、平成 26 年 9 月 10 日より改訂実施する。(就業規則の変更、理事長の変更、日用品費の変更)

この運営規定は、平成 27 年 8 月 1 日より改訂実施する(防火管理者、別紙 1、別紙 1-2、別紙 1-3)

この運営規定は、平成 29 年 4 月 1 日より改訂実施する。(管理者の変更)

この運営規定は、平成 30 年 4 月 1 日より改定実施する。(管理者の変更)

この運営規程は、平成 30 年 4 月 1 日より改定実施する。(利用料金の改定)

この運営規程は、平成 30 年 4 月 1 日より改定実施する。(3割負担追加)

この運営規程は、平成 30 年 10 月 1 日より改定実施する。

(従業者の職種・員数の変更、通常の送迎実施地域の変更、施設の利用にあたっての留意事項の変更、防火管理者・火元責任者の変更)

この運営規程は 平成 30 年 12 月 1 日より改定実施する。(時間短縮利用追加)

この運営規程は、平成 31 年 4 月 1 日より改定実施する。(管理者の変更)

この運営規程は、令和元年 7 月 1 日より改定実施する。(おやつ代追加)

この運営規程は、令和元年 10 月 1 日より改定実施する。(料金改定)

この運営規定は、令和元年 11 月 1 日より改定実施する。(特定処遇改善)

この運営規定は、令和 2 年 4 月 1 日より改定実施する。(身元引受人追加)

この運営規定は、令和 3 年 4 月 1 日より改定実施する。(介護報酬改定)

この運営規定は、令和 4 年 5 月 1 日より改定実施する。(報酬改定に伴う追加・訂正)

この運営規定は、令和 4 年 10 月 1 日より改定実施する。(R 4. 10～介護報酬改定)

この運営規定は、令和 5 年 5 月 1 日より改定実施する。(R5. 5～食費変更)

この運営規定は、令和 6 年 6 月 1 日より改定実施する。(R6. 6～介護報酬改定)

この運営規定は、令和 6 年 7 月 1 日より改定実施する。(R6. 7～日用品費の削除)

この運営規定は、令和 6 年 10 月 1 日より改定実施する。(R6. 10～利用定員の変更)

利用者負担説明書

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険（及び介護予防）の給付にかかる通常 1 割、2 割、3 割の自己負担と保険給付対象外の費用（食費、居住費、利用者の選択に基づく特別な室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、クラブ等で使用する材料費等）を利用料としてお支払いいただく 2 種類があります。

なお、介護保険（及び介護予防）の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーション）毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険（介護予防）給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数で異なりますし、利用料も施設毎の設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、ご参照ください。

介護保険には、大きく分けて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅において種々のサービスを受ける居宅サービス（及び介護予防のサービス）がありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画（ケアプラン）を作成した後でなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、加算対象のサービスも、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載されているか、ご確認ください。

各サービス計画は、居宅介護支援事業所（介護予防支援事業者〔地域包括支援センター〕）に作成依頼する事もできます。

詳しくは、介護老人保健施設の担当者にご相談ください。

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の場合の利用者負担額

● 保険給付の自己負担額

(1) 通所リハビリテーションの自己負担額

（介護保険制度では、要介護認定による要介護度の程度によって利用料が異なります。

以下は、1日当たりの自己負担1割の料金です）

- | | |
|------------------------------------|----------|
| ① 2時間以上3時間未満の通所リハビリテーション費 | |
| ● 要介護1 | 390円/日 |
| ● 要介護2 | 447円/日 |
| ● 要介護3 | 507円/日 |
| ● 要介護4 | 565円/日 |
| ● 要介護5 | 623円/日 |
| ② 6時間以上7時間未満の通所リハビリテーション費 | |
| ● 要介護1 | 728円/日 |
| ● 要介護2 | 865円/日 |
| ● 要介護3 | 998円/日 |
| ● 要介護4 | 1,157円/日 |
| ● 要介護5 | 1,312円/日 |
| ③ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） | 23円/日 |
| ④ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） | 19円/日 |
| ⑤ 入浴介助加算（Ⅰ） | 41円/日 |
| ⑥ 入浴介助加算（Ⅱ） | 61円/日 |
| ⑦ リハビリテーションマネジメント加算（イ）6か月以内 | 570円/月 |
| ⑧ リハビリテーションマネジメント加算（イ）6か月超 | 244円/月 |
| ⑨ リハビリテーションマネジメント加算（ロ）6か月以内 | 603円/月 |
| ⑩ リハビリテーションマネジメント加算（ロ）6か月超 | 278円/月 |
| ⑪ リハビリテーションマネジメント加算（ハ）6か月以内 | 807円/月 |
| ⑫ リハビリテーションマネジメント加算（ハ）6か月超 | 481円/月 |
| ⑬ リハビリテーションマネジメント加算（医師が計画書を説明した場合） | 275円/月 |
| ⑭ 短期集中個別リハビリテーション実施加算 | 112円/日 |
| ⑮ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ） | 244円/日 |
| ⑯ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ） | 1,953円/月 |
| ⑰ リハビリテーション提供体制加算（6時間～7時間の利用者のみ） | 25円/日 |
| ⑱ 生活行為向上リハビリテーション実施加算 | 1,272円/日 |
| ⑲ 若年性認知症利用者受入加算 | 61円/日 |
| ⑳ 栄養アセスメント加算 | 51円/月 |
| ㉑ 栄養改善加算 | 204円/日 |

⑳	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	21 円／回
㉑	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5 円／回
㉒	口腔機能向上加算（Ⅰ）	153 円／日
㉓	口腔機能向上加算（Ⅱ）イ	158 円／日
㉔	口腔機能向上加算（Ⅱ）ロ	163 円／日
㉕	重度療養管理加算	102 円／日
㉖	科学的介護推進体制加算	41 円／月
㉗	中重度ケア体制加算	21 円／日
㉘	移行支援加算	13 円／日
㉙	送迎減算	▲47 円／回
㉚	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	通所リハビリテーション費に各種加減算を加えた総単位の 8.6%加算した額

(2) 介護予防通所リハビリテーションの自己負担額

①	介護予防通所リハビリテーション費		
	(介護保険制度では、要介護認定による要介護度の程度によって利用料が異なります。以下は1月あたりの自己負担1割の料金です)		
●	要支援1	2,307 円／月	
●	要支援2	4,300 円／月	
②	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援1 90 円／月	要支援2 179 円／月
③	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	要支援1 74 円／月	要支援2 147 円／月
④	若年性認知症利用者受入加算	244 円／月	
⑤	栄養改善加算	204 円／月	
⑥	口腔機能向上加算（Ⅰ）	153 円／月	
⑦	口腔機能向上加算（Ⅱ）	163 円／月	
⑧	一体的サービス提供加算	489 円／月	
⑨	退院時共同指導加算	611 円／回	
⑩	生活行為向上リハビリテーション実施加算	572 円／月	
⑪	栄養アセスメント加算	51 円／月	
⑫	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	21 円／回	
⑬	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5 円／回	
⑭	科学的介護推進体制加算	41 円／月	
⑮	ご利用開始月より12カ月を超過した場合の減算対応		
	・適宜リハビリ計画書を見直し、内容について厚労省に提出した場合は減算無し		
	・上記要件を満たさない場合 要支援1 ▲122 円／月 要支援2 ▲244 円／月		
⑯	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護予防通所リハビリテーション費に各種加減算を加えた総単位数の 8.6%	

(3) 利用料

- ① 食費 600 円
施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。
- ② 教養娯楽費 実費
レクリエーションで使用する、折り紙等の材料、書籍、DVD ソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ③ 行事費 実費
外出行事やその他行事に参加された場合にお支払いいただきます。
- ④ おむつ代 50～200 円
- ⑥ おやつ代 50 円
2 時間以上 3 時間未満の利用者が施設で提供するおやつをお取りいただいた場合にお支払いいただきます。

(4) 利用料金のお支払方法（契約書第 5 条参照）

ご利用料は月末で締め、翌月の 10 日前後に請求書を発行します。25 日頃までにお支払い下さいますようお願いいたします。（1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

(ア) 口座引き落とし

(イ) 下記指定口座への振り込み

医療法人社団明日佳

理事長 小野寺 眞悟

北海道銀行 鳥居前支店 普通預金 1025982

(ウ) 窓口での現金支払い

介護老人保健施設 あすかHOUSE 東苗穂
(介護予防) 通所リハビリテーション

介護老人保健施設 あすかHOUSE 東苗穂
通所リハビリテーション利用料金表

令和6年6月1日より

- 6時間以上7時間未満の場合 (一般的な利用、1割負担の場合) 1回あたり

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費 (1割負担分)	728円	865円	998円	1,157円	1,312円
サービス提供 体制強化加算Ⅰ (1割負担分)	23円	23円	23円	23円	23円
食費	600円				
日用品費	190円				
合計	1,541円	1,678円	1,811円	1,970円	2,125円

- 2時間以上3時間未満の場合 (一般的な利用、1割負担の場合) 1回あたり

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費 (1割負担分)	390円	447円	507円	565円	623円
サービス提供 体制強化加算Ⅱ (1割負担分)	23円	23円	23円	23円	23円
おやつ代	50円	50円	50円	50円	50円
合計	463円	520円	580円	638円	696円

※サービス提供体制強化加算Ⅰ (介護職員のうち介護福祉士が70%以上配置されている場合)

※食費・日用品費・教養娯楽費、おやつ代は、介護保険の給付対象外のサービスです。

● 加算料金 利用されるサービスによって加算されます。

サービス提供体制加算（Ⅱ）		19 円／日
入浴介助加算（Ⅰ）		41 円／日
入浴介助加算（Ⅱ）		61 円／日
リハビリテーションマネジメント加算（イ）	6 ヶ月以内	570 円／月
リハビリテーションマネジメント加算（イ）	6 ヶ月超	244 円／月
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	6 ヶ月以内	603 円／月
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	6 ヶ月超	278 円／月
リハビリテーションマネジメント加算（ハ）	6 ヶ月以内	807 円／月
リハビリテーションマネジメント加算（ハ）	6 ヶ月超	481 円／月
リハビリテーションマネジメント加算（リハビリ計画書を医師が説明した場合）	上記リハマネ加算に加える	275 円／月
リハビリテーション提供体制加算	6 時間～7 時間の場合のみ	25 円／回
短期集中リハビリテーション実施加算	退院(所)又は認定日から 3 ヶ月以内	112 円／日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）		244 円／日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）		1,953 円／月
若年性認知症利用者受入加算		61 円／日
科学的介護推進加算		41 円／月
生活行為向上リハビリテーション加算		1,272 円／月
栄養アセスメント加算		51 円／月
栄養改善加算		204 円／日
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）		21 円／回
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）		5 円／回
口腔機能向上加算（Ⅰ）		153 円／日
口腔機能向上加算（Ⅱ）イ		158 円／日
口腔機能向上加算（Ⅱ）ロ		163 円／日
重度療養管理加算		102 円／日
中重度ケア体制加算		21 円／日
移行支援加算		13 円／日
送迎減算		▲47 円／回
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	通所リハビリテーション費に各種加算を加えた総単位の 8.6%	

介護老人保健施設 あすかHOUSE 東苗穂
(介護予防) 通所リハビリテーション

介護老人保健施設 あすかHOUSE 東苗穂
介護予防通所リハビリテーション利用料金表

令和6年6月1日より

● 介護保険給付対象サービス 1ヶ月当たりの料金

	要支援 1	要支援 2
介護サービス費 (1割負担分)	2,307 円	4,300 円
サービス提供 体制強化加算 I (1割負担分)	90 円	179 円
合計	2,397 円	4,479 円

※サービス提供体制強化加算 I (介護職員のうち介護福祉士が 70%以上配置されている場合)

● 加算料金 利用されるサービスによって加算されます。

若年性認知症利用者受入加算		244 円/月
栄養改善加算		204 円/月
口腔機能向上加算 (I)		153 円/月
口腔機能向上加算 (II)		163 円/月
サービス提供体制強化加算 (II)	要支援 1	74 円/月
サービス提供体制強化加算 (II)	要支援 2	147 円/月
科学的介護推進加算		41 円/月
生活行為向上リハビリテーション実施加算		572 円/月
栄養アセスメント加算		51 円/月
一体的サービス提供加算		489 円/月
退院時共同指導加算		611 円/月
口腔・栄養スクリーニング加算 (I)		21 円/回
口腔・栄養スクリーニング加算 (II)		5 円/回
ご利用開始月より 12 カ月を超過した場合の減算対応		・適宜リハビリ計画書の見直しを行い、内容について厚労省に提出した場合減算無し ・上記以外 要支援 1 : ▲122 円/月 要支援 2 : ▲244 円/月
介護職員処遇改善加算 (I)		通所リハビリテーション費に各種加算を加えた総単位の 8.6%

● 介護保険給付対象外サービス

1日あたりの料金

食費	昼食代（おやつ代込み）	600 円／日
教養娯楽費		実費
おやつ代	2 時間以上 3 時間未満の利用者のみ	50 円／日